

盛岡市中央卸売市場冷却設備更新事業（水産物部） プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、「盛岡市中央卸売市場冷却設備更新事業（水産物部）」（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザルに応募したもの（以下「応募者」という。）の中から受注候補者を選定するに当たり必要な事項について定めるものとする。

2 選定方法

選定に当たっては、提案内容を審査し、受注候補者の選定を行う。

3 資格確認

応募者が応募資格要件を満たしていることの確認は、中央卸売市場業務課が行う。

4 審査

次に掲げる者を審査員として指名し、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行う。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 盛岡市中央卸売市場 | 市場長 |
| (2) 盛岡市農林部 | 農政課長 |
| (3) 盛岡市中央卸売市場 | 次長兼業務課長 |
| (4) 盛岡市財政部 | 財政課長 |
| (5) 盛岡市建設部 | 建築住宅課長 |

5 審査基準

- (1) 業務遂行能力
- (2) 企画提案内容

6 審査方法

- (1) 盛岡市中央卸売市場冷却設備更新事業（水産物部）公募型プロポーザル審査票を別紙のとおり定める。
- (2) 審査員は、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに採点を行う。
- (3) 応募者が1者のみであっても、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施する。

7 受注候補者の選定

- (1) 応募者が2者以上あった場合は、その応募者ごとに、各審査員が採点した全ての審査項目の点数を合計し、その合計点数が最も高い応募者を受注候補者として選定する。ただし、その最も高い合計点数が満点の100分の50に満たない場合は、受注候補者は選定しないものとする。
また、応募者が1者のみであっても、その者を受注候補者として選定する。ただし、その合計点数が満点の100分の50に満たない場合は、受注候補者は選定しないものとする。
- (2) 前項の場合において、全ての審査項目についての合計点数が最も高い応募者が2者以上あった場合は、その応募者ごとに、各審査員が採点した「企画提案内容」に関する審査項目の点数を合計し、その合計点数が最も高い応募者を受注候補者として選定する。
- (3) 前項の場合において、「企画提案内容」に関する審査項目についての合計点数が最

も高い応募者が２者以上あった場合は、総員の協議により受注候補者を決定する。

8 審査結果

審査結果は各応募者へ書面により通知する。